

= 静岡総合労務センターのご案内 =

1. 静岡総合労務センターとは？

静岡総合労務センターは中小企業者の共同社会を基盤とし、中小企業の総合的な発展および会員の事業所に使用される社員・従業員の福祉の増進に資することを目的に1990年4月に設立いたしました。

1992年11月に中小企業経営者の皆様から事務委託を受け、事業主の皆さまに代わって労働保険の事務処理を行うことができる団体、労働保険事務組合 静岡総合労務センターとして厚生労働大臣より認可を受けております。



2. 一人親方共済会・運送業一人親方共済会



大工・左官・鳶職などの建設業及びダンプトラック運転手・個人タクシー運転手等の労災保険の加入・申告・納付手続きを代行しております。

一人親方等の労災保険特別加入は、団体を通じて加入することになっておりますので、当共済会のような厚生労働大臣の認可を受けた団体のメンバーになることによつてのみ労災保険に加入することができます。

3. ワンストップ総合サービス

各分野における専門家とのネットワークにより、あらゆる角度から皆さまの事業所の経営をサポートさせていただきます。

また、静岡総合労務センターは社会保険労務士事務所及び行政書士事務所を併設しております。労働保険に限らず、社会保険手続代行・就業規則作成・給与計算・建設業許可・産業廃棄物収集運搬業許可申請など幅広いサポート体制を整備しております。



4. 安い保険料で大きな安心 国の保険制度に準じた制度の取扱い

「労保連労働災害共済」は、万一、労働災害・通勤災害が発生したときの労災保険に上乗せして事業主に代わり補償する制度です。厚生労働省の指導を受け（社）全国労働保険事務組合連合会が実施主体となり、事業主と社員の福祉増進に役立つ事業を行っています。この共済は、静岡総合労務センターに労働保険の事務委託をしている事業所が加入できます。



一方の「あんしん財団」は、中小企業の健全な発展と福祉増進のために発足した厚生労働省の許可公益法人が実施主体となり、労働災害に限らず 24 時間・365 日対応型の災害補償を行っています。掛金も月額 2,000 円と低額で、個人事業所では経費に認められない「損害保険料」があんしん財団は経費として認められる他、数々の補助制度があるなど、多くのメリットがある制度です。



5. 24 時間 365 日オンライン Web サービス

静岡総合労務センターの会員事業所の皆さま専用サイトをご利用いただくことができます。

法改正をはじめ、労務関係書式のダウンロード等、会員の皆さまへ情報提供を行っております。

静岡総合労務センター（会員専用サイト）

⇒ <http://jimukumiai.jp/>



ココが違う！！

静岡総合労務センターに委託するメリット！！

◎経営者も労災保険に入れます！

労災保険に加入できない法人の会社役員や個人経営の代表者・家族従業員の方々も、右表に該当する規模の場合は、労災保険に加入することができます。

この制度を「特別加入制度」といい、当センターのような厚生労働大臣の認可を受けた団体に労働保険の事務委託をすることによってのみ加入することができます。

業種	常時使用している労働者数
保険業 金融業 小売業 不動産業	50 人以下
卸売業 サービス業	100 人以下
その他 各種事業	300 人以下

◎労働保険の事務手続きはすべて当センターが処理いたします！

労働保険（労災保険・雇用保険）に関わる事務手続きは、静岡総合労務センターが皆さまに代わって行いますので、時間・作業量・人件費等にかかるコストを大幅に削減できます。

また、当センターが代わって処理をすることから行政機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

◎労働保険料は口座引き落としで年3回に分けて納付できます！

納付金額の多い・少ないに関係なく、労働保険料を年3回に分けて納付できます。

納付方法は口座引落としですので金融機関へわざわざ足を運ぶ必要がありません。

また、年3回にわけて分割納付できることから「資金繰り」の計画が立てやすくなります。

◎労災事故が起きた際の事務処理に対応いたします！

静岡総合労務センターは社会保険労務士事務所 SRC 総合労務センターを併設しております。

労災事故等が起きた場合、事務処理（申請手続）は社会保険労務士がスムーズに書類作成に入る体制を整えております。事務手続でのご心配はいりません。労災保険に加入してからすべての事務処理を、静岡総合労務センターがフルサポートさせていただきます。

◎一人親方 ⇔ 中小事業主 切替えがスピーディーに行えます！

静岡総合労務センターは、労働保険事務組合（中小事業主団体）と一人親方団体の両方につき、厚生労働大臣より認可を受けております。当センターの窓口ひとつで、スムーズに切替手続きを行っていただくことができます。

◎専門知識を持った有資格者が対応！

労働保険事務に精通しているからこそ可能な法令遵守！コンプライアンスに基づいた処理で貴社の会社づくりをサポートさせていただきます。あらゆる角度から、幅広い視点で一体的に…。社会保険労務士事務所を併設している当センターだからこそできるグループ全体のバックアップ体制の実現により労働保険に限らず、社会保険・人事労務関係まで幅広く柔軟に、ワンストップで総合的なサービスをご提供いたします。

詳しいお問い合わせは・・・



労働保険事務組合 静岡総合労務センター

〒420 - 0866

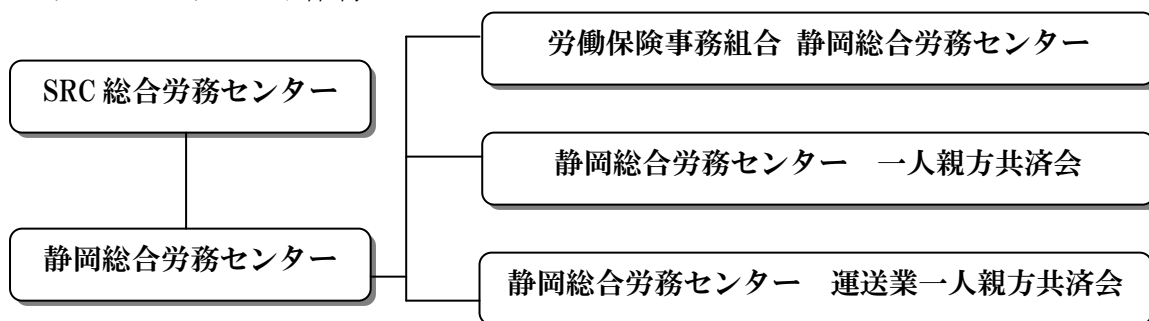
静岡市葵区西草深町 7 番 1 号 雙英ビル 3 階

(静岡英和女学院正門前)

ココにおいて TEL<054>**273 - 5520** ハローゴーゴー FAX<054>**272 - 8655**

<http://www.e-src.com/>

～あんしんのサポート体制～



Access map

- JR 静岡駅北口バスターミナル 県立病院行き乗車、静岡英和女学院前下車。
- 所要時間：JR 静岡駅北口より約 10 分程度。
- 駐車場完備

